

未成年者飲酒禁止法の改正について

今回の改正の内容

営業者であって、その業態上酒類を販売又は供与する者（以下「営業者」といいます。）は、未成年者の飲酒の防止に資するため、年齢の確認その他の必要な措置を講じるものとする旨の規定が追加されました。

（未成年者飲酒禁止法の一部改正）

未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。

営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ
飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

（施行期日）

この法律は公布の日から施行する。（公布日 平成 13 年 12 月 12 日）

経緯等

平成 12 年 12 月の未成年者飲酒禁止法の改正により、未成年者が飲むことを知りながら酒類を販売又は供与した場合の営業者に対する罰則が強化されました。^(注)

しかしながら、依然として、未成年者に対して酒類を販売している実態がなくならない状況にあり、また、販売する現場では、年齢確認等の措置を行う法律上の根拠がないために、これらの措置を円滑に実施できない状況にありました。

そこで、今回、未成年者飲酒禁止法の改正が行われ、未成年者の飲酒の防止に一層資するため、営業者において年齢の確認その他の必要な措置を講じるものとする旨の規定が追加されました。今回の改正により、営業者はこれらの措置を円滑に実施することができ、これまで以上に未成年者の飲酒防止の実効性が高まるものと考えます。

（注）罰則が「科料」から「50万円以下の罰金」となりました。更に酒税法の改正により、「酒類販売業者が、未成年者飲酒禁止法違反により罰金の刑に処せられた場合には、酒類販売業免許の取消要件に該当する」とされました。

今後の取組等

「年齢の確認その他の必要な措置」について

年齢の確認は例示であり、営業者において個々の実態に則して、未成年者の飲酒の防止に資する種々の施策を実施していただくことになります。

具体的には、次の7項目を参考に、適切な措置を講じていただくようお願いいたします。

『未成年者飲酒防止への取組』

7か条

酒類は、致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育・発達段階にある未成年者の心身に対する悪影響等の特性を有しており、酒類を販売する際には、このような酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売を行う必要があります。

酒販店の経営者及び従業員のみなさまにおかれましては、未成年者飲酒防止のため、次の事項について積極的に取り組んでください。

1 未成年者と思われるお客様には**年齢確認**を実施し、未成年者には酒類を販売しないようにしましょう。

2 夜間に酒類を販売する場合には、未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど**販売体制の整備**をしましょう。

3 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類(特に清涼飲料的な酒類)と清涼飲料との**分離陳列の実施**をしましょう。

4 未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機(改良型酒類自動販売機)以外の**酒類自動販売機の撤廃**及び設置した**改良型酒類自動販売機の適切な管理**をしましょう。

5 カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合には、**未成年者飲酒防止の注意喚起**及び**申込者の年齢記載・年齢確認の徹底**をしましょう。

6 ポスターの掲示などによる**未成年者飲酒防止の注意喚起**をしましょう。

7 アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する**年齢確認の実施方法などの従業員研修等**を実施しましょう。